

避難所運営について



令和6年8月7日 島田市危機管理課

避難地と避難所

①避難地（指定緊急避難場所）とは、

災害の危険から身を守るため、緊急的に避難する場所
屋外を原則とします。

②避難所（指定避難所）とは、

災害のために避難し、家に帰ることが出来なくなった
人々が、一定期間共同生活をする施設

避難地と避難所

①避難地（指定緊急避難場所）とは、

災害の危険から身を守るため、緊急的に避難する場所
屋外を原則とします。

避難地と避難所

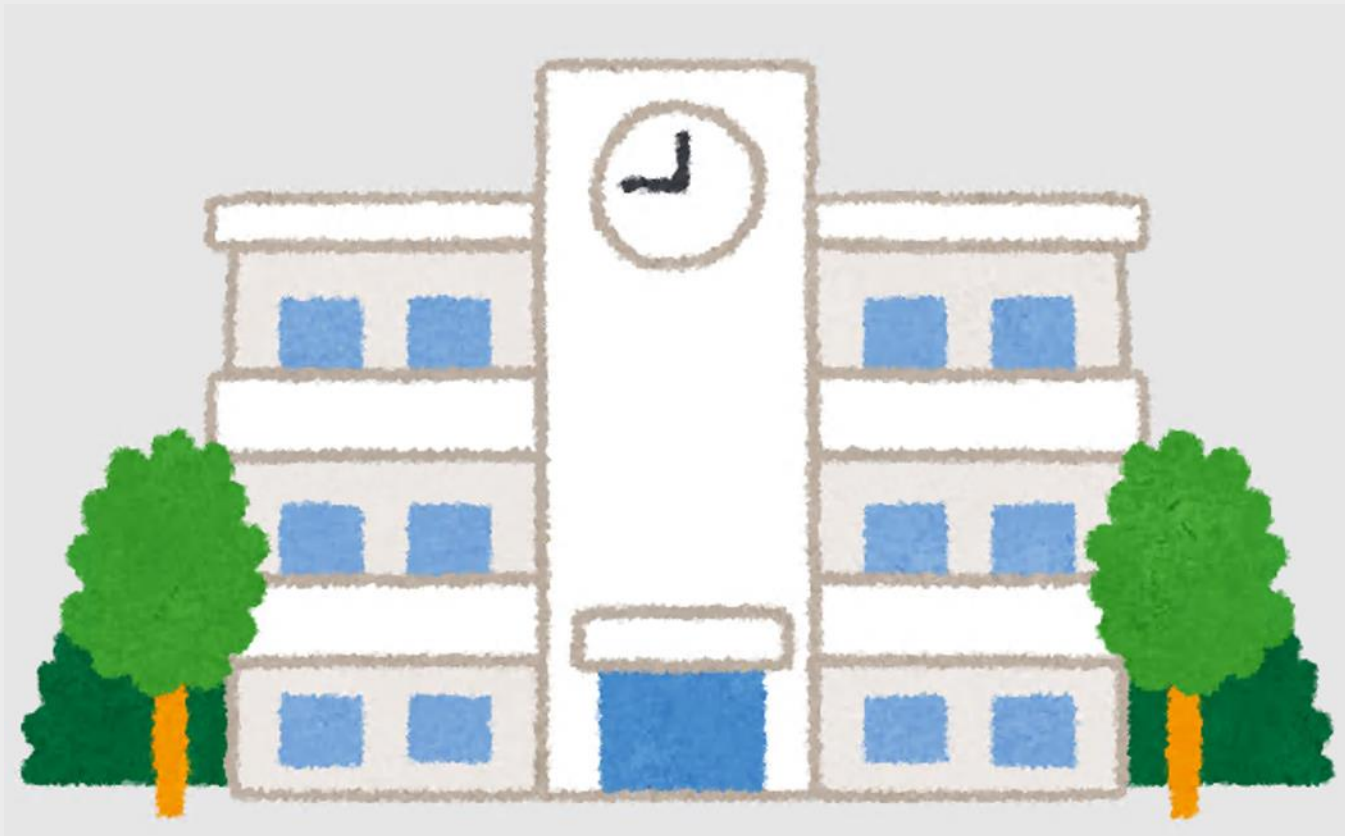


避難地と避難所

②避難所（指定避難所）とは、

災害のために避難し、家に帰ることが出来なくなった人々が、一定期間共同生活をする施設

避難地と避難所



避難する際の心得

- ▶ 非常用持ち出し袋を用意しよう！



避難する際の心得

- ▶ 非常用持ち出し袋の中身を答えてみよう！

避難する際の心得

▶ 非常用持ち出し袋の中身を答えてみよう！

(例

水・食品、衣類、タオル、毛布、雨具、
携帯トイレ、衛生用品・救急用品、生理用品、
懐中電灯、筆記用具、ノート



避難する際の心得

【地震の場合】

- ・ ガス、水道の元栓を閉める
電気のブレーカーを切る (二次災害防止)
- ・ 空き巣の被害防止のため、戸締りをする
- ・ 靴を履いて避難する
- ・ ガラスや看板などの落下物、ブロック塀に注意
- ・ 断線した電線には近づかない



避難する際の心得

【風水害の場合】

- 早めの避難行動をとる
- 垂直避難も検討する
- 川や用水路を見に行かない
- 車で避難しない



阪神淡路大震災時の西宮市の小学校の様子 【平成7年1月17日】



中越地震時の長岡市立北中学校の様子 【平成16年10月23日】



避難所の運営

避難所運営組織による運営をお願いする災害

- ①地震（風水害）による大規模災害が発生した場合
- ②南海トラフ地震臨時情報のうち、
「巨大地震警戒」が発表された場合（気象庁が発表）

※台風による一晩だけの開設などの場合は、原則市職員により対応。

南海トラフ臨時情報とは

調査中	観測された異常現象が南海トラフ地震と関連するものか調査を行っている場合
巨大地震警戒	南海トラフ沿いの想定震源域内のプレート境界においてM8.0以上の地震が発生したと評価した場合
巨大地震注意	M7.0以上、M8.0未満の地震が発生したと評価した場合 ひずみ計等で地震の予兆が観測された場合等
調査終了	巨大地震警戒、巨大地震注意のいずれにも当てはまらない現象と評価した場合

どのような方が避難してくるのか？

- 土砂災害の危険がある場所に住んでいる人
- 浸水の危険がある人
- (地震等で)家が崩壊して住めなくなった人 等

- 地元の方、通りすがりの人
- 男性、女性、(性の多様性)
- 日本人、外国人
- 健康な方、病気の方、障害を持った方
- お年寄、若い人、赤ちゃん、妊婦
- ペット同行者 等

どのような場所か？

- 体育館 等
 - 床板張り：冷たい、堅い
 - エアコン無：暑い、寒い

- ホテルや旅館ではない
 - 寝具や食事は出てこない

- 避難が長期に亘る場合
 - 行政や自衛隊が活動後、炊き出し、簡易トイレ、入浴施設 等

避難所であっても

- 停電
- 断水
- 雨漏り
- 窓破損 等

このようなことから・・・

- ・ 災害発生が予想される場合においても、
避難所へ避難しなければならないものではない
- ・ 特に、豪雨の場合、在宅避難が主となってきている
- ・ 近年は、分散型避難の時代
分散型避難：避難所、在宅避難(垂直避難 等)、親戚宅、知人宅 等

※ただし、**人命最優先**
迷ったら直ちに避難所へ
でも、夜間(暗い)、降雨時は、家から出ない

※これから(高齢社会)は「逃げる防災から、逃げなくてもいい防災」を考えていく必要あり

避難とは

避難とは…… 難を避けること

→避難所に行くことが避難の全てではない

避難所で考慮されるべきこと

- 1 要配慮者(高齢者、障害者、妊産婦、乳幼児 等)への配慮
- 2 衛生管理(手洗いの励行、トイレ掃除、土足禁止 等)
- 3 避難所のルール(掲示板、静かに歩く、整理整頓、水の受け取り、禁煙 等)
- 4 地域(避難所外避難者)との連携(水の提供 等)
- 5 車中泊者の対応(避難所運営への協力、エコノミークラス症候群の予防 等)
- 6 男女共同参画(性別や立場に関係なく様々な方が参画する運営本部)
- 7 避難所利用者の把握(受付の設置 等)
- 8 避難所のレイアウト(通路の確保、居室と分けた食事場所 等)
- 9 傷病者への対応
- 10 ボランティアの受入
- 11 子どもの学習スペース、コミュニティスペースの確保
- 12 相談窓口の設置(生活再建 等)
- 13 施設の安全確認、見回り

運営組織の役割

大前提：避難所は、避難者にとっての「家」

避難所の運営は避難生活者が行う。

発災直後は大混乱となるため、その時初めて人を集め、組織を立ち上げようとしてもうまくいきません。

あらかじめ、地域に明るい皆さんの力で運営組織を立ち上げておくことで、発災後の避難所開設、避難生活のスタートを円滑にしたいと考えます。

避難所開設後は、避難生活者の中からメンバーを選出し、共に作業しながら引継ぎを行いましょう。

21

→ 2～5日をめどに、生活者による自主的な運営を確立します

避難所運営組織

活動班

避難所運営本部

本部長

副本部長

副本部長

班長

班長

班長

班長

班長

班長

班長

班長

班長

班長

班長

班長

総務班

受付班

情報班

食料・物資班

施設管理班

保健・衛生班

要配慮者班

ボランティア

居住班

車中泊班[※]

※車中泊班は、避難所の敷地内に車中泊している避難者で構成

熊本地震での避難所事例【平成28年4月14日】



熊本県西原村立
河原（かわはら）
小学校
熊本県阿蘇郡西原村
5月4日時点避難者
数190名

- ▶ 河原小学校では**自主的な運営**に努めた。
- ▶ この地域では**普段から訓練**を行っており、**名簿の整備**も行っていた。
- ▶ 子どもへの配慮、女性の視点について、工夫した点が見受けられた。

河原小学校避難所レイアウト



救護所の設置



- ▶ 学校の保健室にある機材で救護所を設置し、けが人に備えた。**保健室の機材を使いやすい方へ移した。**
- ▶ 看護師や保健師に協力を要請したところ、7、8人が手をあげて、けがの処置をてきぱきとやってくれた。

要配慮者への対応

- ・ 要配慮者とは.....
(高齢者、妊婦、乳幼児、児童etc)

- ・ 要配慮者用スペースの確保
 - ➡ 出入口の近くに設置
 - ➡ 授乳室の設置

- ・ 要配慮者のニーズ調査

女性への配慮



- ▶ 女性の生活のためのスペースとして、器具庫にあった段ボールのパーテーションで、更衣室を体育館内に作った。
- ▶ 女性の役員もいて、話し合いながら対応した。

子どもへの配慮



- ▶ 音楽室をキッズルームとし、子どもたちを集め、**保育士のボランティア**が面倒を見た。
- ▶ **子どもたちにも役割を与えた。**子どもも、みんな何ができるか考えてもらった。

ペットの受け入れ(飼い主の対応)

【平常時】

- ・ 避難所での飼育管理への備え
(しつけ、フード・トイレシート・ケージ等の備蓄)



【災害時】

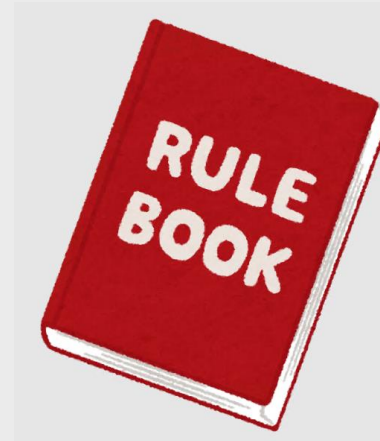
- ・ 同行避難の実施
- ・ 避難所でのペット飼育管理



ペットの受け入れ(避難所運営本部の対応)

【平常時】

- ・ ペットスペースの検討
- ・ ペット飼育管理ルールの検討



【災害時】

- ・ 避難者とペットの受付
- ・ 飼い主への協力



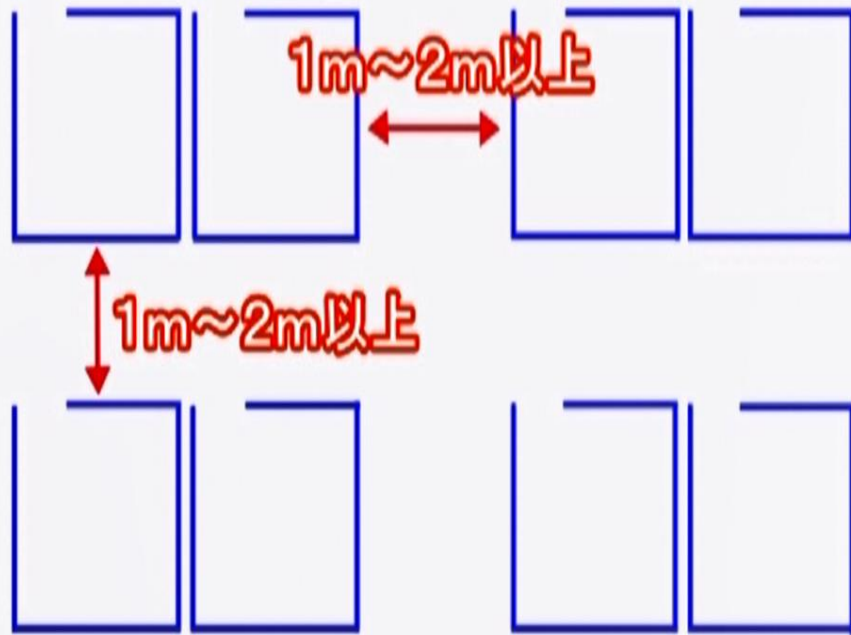
衛生管理への配慮



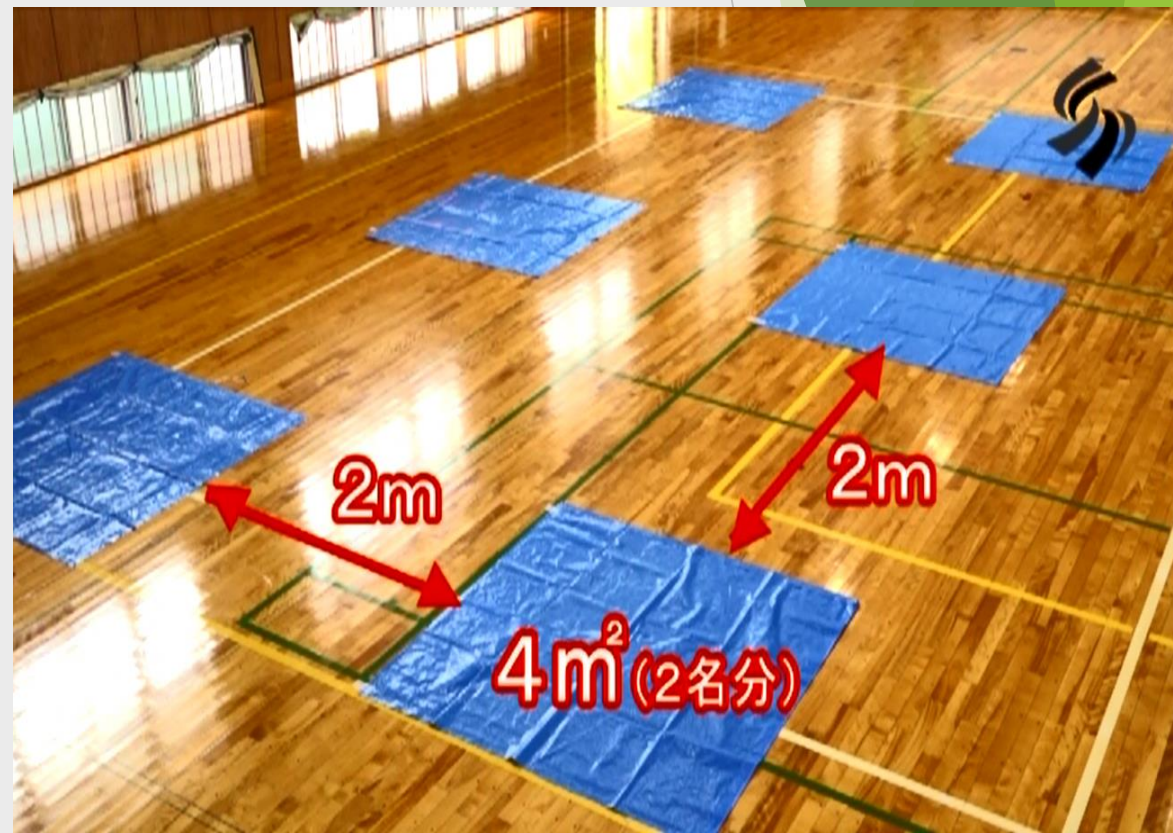
- ▶ 衛生管理は徹底した。
- ▶ 食料の配布時はしっかりアルコール消毒し、普段でも手洗いを励行した。

避難所のレイアウト図

テントを利用した場合



避難所のレイアウト図 (パーティション有り無し)



簡易ベッド



避難所における感染症対策①

基本的な感染症対策

1. 消毒液を複数の出入口等へ設置
2. 出入りの際は、必ず手指の消毒を呼び掛け
3. 咳等がなくてもマスク着用の徹底
4. 避難所内は、スリッパ、体育館シューズの内履きの徹底、外履き使用はダメ
5. 専用スペースと一般スペースの行き来は制限

避難所における感染症対策②

食事における感染症対策

1. 炊き出しを行う場合は、一人ずつ小分けで配給の徹底
2. 食事の提供は、手袋、マスク等を着用
3. 避難者には手指の消毒を徹底
4. 共用の食事スペースは設置しない、各避難者の居住スペースで食事

避難所における感染症対策③

定期的な換気と共用箇所の清掃・消毒

1. 30分に1回以上、避難所内の窓を全開
2. 大型扇風機の活用、空気の入れ替え
3. 共用箇所の清掃・消毒
(例) 通路、ドアノブ、テーブルタップなど
多くの方が触れる箇所

避難者の健康管理

毎日の検温や体調管理を実施

1. 毎日（朝・昼・夕）避難者の検温、体調管理の実施
 2. 発熱や体調不良が生じた場合
 3. 必要に応じて、発熱者等体調不良者及びその家族を専用スペースへ誘導、保健所への連絡
- ▶ 保健・衛生班などの避難所運営スタッフや保健師などに相談するよう指導

感染防止に必要な資機材等の整備

1. 資機材（例）

非接触型体温計、パーテーションルーム（間仕切り）、パーテーションの屋根、簡易ベッド、フロアマット、大型扇風機、発電機、投光器、受付用テーブル・椅子など

2. 衛生用品（例）

マスク、消毒液、フェイスシールド、防護服（ガウン）など

3. 防災倉庫の設置

各避難所 1 台増設

避難所は地域の支援拠点

- 避難所は、避難所利用者の居住空間としてだけでなく、地域の被災者の支援拠点となります。
- その地域で必要な情報、食料・物資、その他様々な支援は、避難所が窓口となります。
- 在宅避難者を管理する自主防災組織との連携が必要です。

強いて言うならば・・・

- ア 指揮系統の明確化
- イ 組織に「要配慮者班」
- ウ 予め避難所内の具体的な間取りを決めておく
 - ・ 要配慮者への配慮
 - ・ トイレ→既設の物は使わない(断水・停電)
 - ・ ペットの配置
- エ 組織図、連絡図：毎年更新